新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例及び新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例及び新居浜市職員の育児 休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年2月20日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例及び新居浜市 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(平成7年条例第 2号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「の子」を「の子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を

介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期 に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定 により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について 家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場 合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法 律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定す る養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規 則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当 該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以 下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるもの として規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定め るところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員 が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学 の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常 態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合 における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところに より、当該子を養育」とあるのは「第17条第1項に規定する日常生活を営むのに 支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)のある職員が、規則で 定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とある のは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第 2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困 難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第17条第1項中「職員が」を「職員が要介護者(」に、「もの」を「ものをいう。 以下同じ。)」に、「ため、」を「ため、任命権者が、規則で定めるところにより、 職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごと に、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指 定期間」という。)内において」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が 同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を 「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

- 第17条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない 範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間については、新居浜市職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第18条(見出しを含む。)中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に 改める。

附則第5条中「第17条第3項」を「第17条第3項及び第17条の2第3項」に、「同項」を「これらの項」に改める。

(新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 新居浜市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子(法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第4号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「養育する子の1歳 到達日」を「養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達 日」という。)」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6月に達する日」を「当該子の1歳6月到達

日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同 法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条 の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員 に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とす る。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当 該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲 げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の 3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ 繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育 児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合 に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に 係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合 を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の 規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務(法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同 じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育 児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3 条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第20条第2項中「を承認されている職員」を「又は勤務条件条例第17条の2第 1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員」に、「を承認されている 時間」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改め、同条第3項中 「を承認されている」を「又は介護をするための時間の承認を受けて勤務しない」に、 「当該休暇として承認されている」を「当該子の保育のための休暇又は当該介護をす るための時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この項において単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例第17条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を 行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、介護休暇の分割取 得、介護時間の新設及び育児休業等に係る子の範囲の拡大を行うため、本案を提出する。